

第4回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年7月11日(月) 午後3時から午後5時

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (20名)

持山 英幸	会長	平田 昇	委員	
平山 正行	会長代理	北村 博美	委員	
井上 治康	委員	上田 忠夫	委員	
北原 康徳	委員	行武 芳明	委員	
岡部 貢	委員	矢野 榮	委員	
倉掛 正則	委員	藤井 貢	委員	
平山 雅章	委員	八尋 徳幸	委員	
川上 富男	委員	下村 喜美子	委員	(欠席)
山本 政明	委員	行武 勇吉	委員	
山口 弘行	委員	池松 和義	委員	
メ野 芳江	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成28年7月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

メ野 芳江 委員、 北村 博美 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第4回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、19番 下村委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。11番 野委員と13番 北村委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号7を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1～番号3を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成28年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成28年7月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成28年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。
9番	ちなみに参考なんですけど、120万と70万の差は、地域とかの差ですか？
事務局	ご質問頂いた件ですが、単純に買主さんの差だと思います。番号2の譲受人は〇〇の社長さんで個人でも購入されているんですが、この辺りを120万で購入しているので本人さんが申し出ています。70万の方なんですけど、皆さん、ここで見られていて、一反あたり、60万～80万で推移していますので、こちらの方が適正な金額ではないのかなと思っております。以上です。
議長	他に何か質問はありませんか？
	(質問なし)
議長	ないようでございますので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、3条農業委員会許可分 本日付け会長名でございます。

	<p>理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
20番	<p>農地法3条で売買という事になっておりますが、この農地は農振地区ではないんですか？</p>
事務局	<p>確か、農振地ではなかったと思います。ただ、譲受人は6反9畝しか作られてないので、あつせんの事業で購入できる方の条件が1町7反7畝以上ですので、該当しておりません。</p>
20番	<p>1番に戻りますが、譲受人は4町3反程作ってありますが、こちらの分はどうなんでしょうか？</p>
事務局	<p>農振地で1町7反7畝を超えているんですが、間に水資源機構さんが入っていて、譲受人の農地を水資源機構さんが買収されまして、その代替地として用意してあり、3条での売買の場合、通常税金がかかるんですが、水資源機構が入っていると1,500万までは控除されるらしいので、3条での取引となっております。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか？</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。
	(番号1を読み上げる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請人は申請地北側に隣接する住宅に住んでおります。申請地周辺は住宅が多く建っており、駐車場用地として一定の見込みがあることから、整備の上、貸駐車場として転用する計画となっております。また、すでに昨年12月頃に砂利が敷いてあり始末書を添付しての転用申請となっております。 なお、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
会長代理	事務局が説明された通りですが、駐車場に砂利等を敷いたら駄目だと話をしていたんですが、草が生えてきたという事で敷かれました。始末書を作成しないと駄目ですよと話をして今回の申請となっております。本人達が高齢になって、トラクターとかお持ちなんですが、1年ぐらいい動いてないという状況ですので、仕方がないのかなと思います。以上です。
議 長	今後、このような事がおこらないように、皆さんしっかり目を光らせて頂きたいと思います。それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。
6 番	645㎡となっておりますが、農地が645㎡であとは違うんですかね？実際見た時は2反ぐらいあった気がしたんですが。
議 長	砂利が敷いてあった所ですよ。
議 長	他に何か質問はありませんか？
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。
	(全員賛成)

議 長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 宅地建物取引業の譲受人は、農地2, 635㎡と西側に接する既存の宅地18.53㎡とを合せて購入し、道路、排水路等を整備のうえ、10区画、10戸の建売住宅を建築して分譲する目的での転用申請です。 建物としましては、10戸の住宅、全て木造2階建てで、総建築面積594.29㎡の計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に東小田小学校となすな保育園の二つがあり、西側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>この申請は、譲渡人が来なくて、代理で建築士さんが来られたんですが、それでもいいんでしょうか？</p>
事務局	<p>代理人さんでも悪いことはないと思いますけども、原則は本人さんがですね、本人さんしか説明できない事もおもいますし、建築士さんだけで全部説明がつく事はないと思います。原則は本人さんと必要であれば、建築士さんを伴って、農業委員さんや区長さんにはご説明をするのが筋かなと個人的には思います。ただ、あくまで農業委員さんの方で問題がないと判断されれば、それはそれで構わないのかなと思いますけど、疑問が生じた時には本人さん若しくは測量士さんとかに尋ねられたらいいのかなと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別に無いんですが、申請された所の上下に道路があって、周辺の農地に影響はないと思いますのでこれでいいのかなと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>(賛成多数)</p> <p>議案第4号の番号1は、賛成多数にて可決を致します。 次にまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、筑紫野市に居住していますが、申請地の農地353㎡と南側に隣接する既存の宅地138.19㎡とを合せて491.19㎡を購入し、自己用住宅を建築する目的での転用申請です。 建物としましては、木造1階建て、建築面積92㎡の住宅を建設される計画です。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>山の中の住宅街の一角という所です。そこに畑の部分が一部残っていて、親が亡くなって遺産相続で子供さんがみんな分筆して財産をもらわれたのが、一人ずつしてあって、1件ずつ家が建ってきていて、3件目になります。山の中の住宅街で別に問題はないです。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>今言われた通りで、私達が農業委員になってそれぞれ見に行って許可をだしていますので、承認をしたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は美容師として働いておりますが、今回、自ら開業するために申請地を購入し、美容室を建築する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第</p>

	<p>1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>今、申請地の所は農地でありましたけど、周りが宅地に覆われていますので、別段店舗があってもおかしくない所でありますので、一応許可を致しております。店舗としても良い場所だと思いますので問題はないかと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。ここは〇〇工場の取付道路の所で、今言われたように農地としても使っておりませんので、問題ないと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p>
1 4 番	<p>現場を見てきましたが、草が茂っていて、筑前町の方から歩道があると言われました。朝倉市の方側は、きれいにアスファルトでされてあるんですが、筑前町の方は草が茂っていて、どこまでが歩道か確認出来ませんでした。これは、建設課の方に言えばいいんでしょうか？</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、できれば区長さん等を通して、建設課の方に要望して頂ければと思います。もちろん、今回の転用の事業主さんが直接相談することも可能だと思いますけども、こういった内容については区長さんを通すのが確実ではないかと思っております。</p>
議 長	<p>他に何か質問はありませんか？</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は鉄鋼業を営んでおりますが、現在の敷地では、製造ラインの確保が困難であること、資材置場や資材の搬出入車両スペースが不足していること、事業拡張に伴う従業員駐車場も確保できないことから、新たに工場を建設整備する計画での転用申請です。3000㎡を超えていますので、県の開発許可にかかっています。県の開発許可というのが、農地の転用と同時許可ですので、他の法令の許可では開発の申請がございませぬ。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>この建物につきましては、現在、安野の方に建っておりますが、敷地が狭いという事で相談を受けまして、野町にある〇〇と〇〇の工場の上に建つ予定で、許可をお願いしますと来られました。何も異常がないので許可をしました。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>申請地の奥に農地があるんですが、申請地の両サイドに農道と道路が走っております。この農地についても農作業に支障はないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号4に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める(番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 井上委員、行武芳明委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、19ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決にうつります。</p> <p>議案第5号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第4回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">17:00 終了</p>